

職員の処分について

- 被処分者 消防局 副課長(男性・50歳代)
- 処分内容 戒告
- 処分事由 地方公務員法第29条第1項第1号(法令違反)
地方公務員法第29条第1項第3号(一般非行)
- 処分日 令和6年(2024年)9月12日(木)
- 事実の概要 被処分者は、令和6年(2024年)7月31日(水)に女性職員と飲食した際、女性職員に対し、セクシャル・ハラスメント行為を行ったもの。
- 関係者の処分 管理監督責任として、被処分者の上司3名を訓告とした。
- 今後の対応 ハラスメント根絶に向けて全庁を挙げて取り組んでいる中、このような不祥事を起こしましたことを大変重く受け止めており、市民の皆様に深くお詫び申し上げます。
今後は、全職員に対し再発防止を図るとともに、職員一丸となって信頼回復に向け全力で取り組んでまいります。

問い合わせ先

熊本市消防局総務部
首席審議員兼総務課長
池松(いけまつ)
096-363-0119